

岐阜県公報

第 四 百 九 十 九 号
令 和 六 年 六 月 七 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 二二九
岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (検査監督課) 二二九

告 示

道路の区域変更 (道路維持課) 二四〇
土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 二四〇
土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 二四一
土砂災害警戒区域の指定 (同) 二四一
土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 二四二
保安林の指定 (中濃農林事務所) 二四二

訓 令 甲

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二四二

公 示

県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 二四三
土地改良区の定款の変更認可 (揖斐農林事務所) 二四三

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三農務所長の部三十八の項第十二号及び同表岐阜地域福祉事務所長の部一の項第十二号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則(平成十三年岐阜県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項並びに預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項」に改める。

別記第一号様式（その一）中「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第1項及び第2項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第1項及び第2項並びに預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第21条第1項」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年六月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 区	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）
-------	-----	-----	----------	---------	-------------------

県道 栗原線 青野	不破郡垂井町表佐字土夫二八六五番一〇地先から 同郡同町同 字津丸二六五二番地先まで	三三三	令和六・六・七	令和元・二・二六 令和五・七・七
-----------------	--	-----	---------	---------------------

岐阜県告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称 中野	区域の所在地 中津川市付知町中野	区域の表示 次の図のとおり	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
-------------	---------------------	------------------	--------------------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四百四十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

番田1	中津川市加子母渡合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡合	中津川市加子母渡合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

中野	中津川市付知町中野	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第五百十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

番田1	中津川市加子母渡合	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡合	中津川市加子母渡合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

番田1	中津川市加子母渡合	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡合	中津川市加子母渡合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野	中津川市付知町中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮浦谷	揖斐郡大野町古川	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所 所及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
番田 1	中津川市加子母字渡合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡合	中津川市加子母字渡合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野	中津川市付知町字中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所 所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
関市上之保字小山四一六の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐とする。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表三十九の項所長決裁事項の欄第六号及び別表第二岐阜地域福祉事務所の表一の項所長決裁事項の欄第六号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附則

この訓令は、令和六年六月七日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
坂祝西部地区	坂祝町役場	令和六・七・七から五まで

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖西用水土地改良区	令和六・五・二〇

令和六年六月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社